

耕作放棄地再生事業

～耕作放棄地の再生作業等にかかる経費を支援します～

福岡市では、耕作放棄地の活用促進を図るため、令和5年4月、耕作放棄地再生事業補助金を拡充しました。制度のご活用については下記までご相談ください。

耕作放棄地再生事業とは

耕作放棄地を**借り受ける**などして利用する農業者等に対し、再生作業等（作物栽培の再開に向けた作業等）にかかる経費の一部を市が支援する事業です。

(1) 対象者：利用権設定※や農地法に基づき農地を借りた農業者等

※農業経営基盤強化促進法第4条3項1号に基づく利用権設定

(2) 対象農地：市内にあり、かつ、農業委員会の調査で「荒廃農地」として位置づけられている農地

対象農地を拡大

(3) 支援内容と交付額 (従来は市街化調整区域内に限定)

交付額を増額
(従来は1aあたり
2,500円)

| 項目 | 重機利用の有無 | 交付額 |
|---------------------------|---------|--|
| 再生事業 (農地の障害物除去、深耕、整地等) | 無 | 1アールあたり 5,000円 |
| | 有 | 経費 × 1/2 ただし、1アールあたり 15,000円を上限 |
| 農福連携事業 (土壌改良、営農資材の調達) | — | 経費 × 1/2 ただし、機械・施設費を 除く |

手続きの流れ

① **農地の再生作業を行う前**に、市やJAへ相談

※ご相談の際、再生したい農地の地番が分かれば確認がスムーズです

② 対象農地であるか確認します (市)

③ 農業委員会で農地の貸借手続き、市の窓口で補助金の交付申請

※農福連携事業を希望する場合は、実施計画書の添付が必要

④ 現地確認 (市)

⑤ 交付決定後、**再生作業に着手**

※農福連携事業の場合は、土壌改良、営農資材の購入が必要

⑥ 作業終了後、補助金の交付 (市)

※農福連携事業の場合は、補助金交付後2年間は実績報告が必要



再生前



再生後

【問い合わせ先】

○再生事業について

担当：農林水産局総務農林部
農業振興課

電話：092-711-4852

メールアドレス：n-shinko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp

○農福連携事業について

担当：農林水産局総務農林部
イノシシ等地域営農対策担当

電話：092-711-4852

メールアドレス：einou.AFFB@city.fukuoka.lg.jp